

実戦的な人質立てこもり事件総合訓練等の実施について（通達）

令 7. 3. 28 丁捜一発第 47 号、丁備三発第 53 号、丁通基発第 70 号、警察庁刑事局捜査第一課長、警察庁警備局警備運用部警備第三課長、警察庁長官官房通信基盤課長から各管区警察局広域調整担当部長、警視庁刑事部長、警視庁警備部長、各道府県警察本部長宛て

（参考送付先）各管区警察局情報通信部長、四国警察支局情報通信部長、東京都警察情報通信部長、北海道警察情報通信部長、庁内各課長、各府県（方面）情報通信部長

（概要）

人質立てこもり事件総合訓練の計画的な実施、訓練実施上の留意事項、訓練の反復実施等について示したものである。